

定 款

一般社団法人佐賀県自家用自動車協会

一般社団法人佐賀県自家用自動車協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県自家用自動車協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自家用自動車に関する調査及び研究等を行い、交通秩序の確立と交通安全意識の普及に努め、自家用自動車の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計の作成及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係諸機関に対する意見の開陳
- (3) 道路運送法その他運輸関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通道德の普及、交通事故防止に関する広報啓発
- (5) 自家用自動車及び交通事故に関する相談業務
- (6) 自動車の保管場所にかかる現地調査等
- (7) 西日本自動車共済協同組合の行う共済事業等
- (8) 会員相互及び関係団体との連絡協調
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体会員は、代表者を定めて届けるものとし、これを変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とし、前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2か月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の10分の1以上の会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において理事及び監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人によって、その議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があると認められる場合は、会員以外から理事2名以内を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、任期の満了又は辞任したことにより第20条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任したことにより退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては、月額報酬は支給しないものとする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事会の決議によって定めた額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、別に定める基準に従い、日額報酬を支給することができる。

3 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見

込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、任意の機関として、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 細則

(細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長（代表理事）、専務理事（業務執行理事）及び常務理事（業務執行理事）は、次のとおりとする。

会 長 富 崎 一 己

専務理事 花 島 秋 人

常務理事 川 崎 健 二

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

役員名簿

令和5年5月29日

役名	氏名	役名	氏名
会長・理事	中野武志	理事	田中丸紘一郎
副会長・理事	大島弘三	理事	緒方重利
専務理事	江口昭	理事	西川将昭
常務理事	寺脇明範	理事	永松隆行
理事	山崎虎次	監事	牟田正明
理事	前山邦敏	監事	高島英竜
理事	花島光喜		
理事	前田博憲		
理事	増田正弘		

(敬称略)

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算の承認の件

令和4年度事業報告

令和4年度の我が国経済は、ウクライナ情勢に伴う不安定な世界情勢や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響が続き、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、未だコロナ禍前の状態には回復しておらず、各種活動が制限される等大変厳しい状況であった。

一方、令和4年中の佐賀県内における交通事故は、人身交通事故の発生は9年連続で減少し、交通事故死者数も大幅に減少しているものの、人口10万人当たりの発生件数は、未だ全国ワーストレベルを脱却するに至っていない。

こうした厳しい情勢の中、当協会では、令和4年度は、公益目的事業である「交通安全対策事業」をはじめ、主力事業である「自動車保管場所現地調査事業」や「自動車共済事業」を中心に、各事業を積極的に推進した。

「交通安全対策事業」については、当協会の最重点課題と位置づけ、佐賀県、佐賀県警察、佐賀運輸支局の指導の下、各季の交通安全県民運動期間中における児童等の見守り活動や各種広報啓発活動等を積極的に推進し、県民の交通事故防止、交通安全意識の普及・高揚に努めた。

「自動車保管場所現地調査事業」については、令和4年10月から3年間の業務委託契約を新たに締結するとともに、佐賀県からの受託事業として、適正かつ確実な調査業務を遂行した。調査件数は、世界的な半導体不足による減産の影響を受け新車販売等が低迷し前年度より減少したが、事業収益は単価アップのため前年度比より微増した。

「自動車共済事業」については、共済の相互扶助の精神に基づき、「顧客満足度・サービスの向上」を第一に、新規契約の獲得と継続契約の保全に努めた結果、契約件数は前年比より増加したが、事業収益となる手数料等収入は、上半期の手数料率低下の影響が響き前年度比より微減した。

以上、令和4年度は、現下の厳しい社会・経済情勢に対応するとともに、自家用自動車の健全な発展と協会会員等に対する利便の向上、利益増進のために、関係行政機関・団体との連携を強化して各事業を推進し、一般社団法人としての社会的責任を果たすべく努力してきたところである。

以下、年度期間中の事業概況について報告する。

第1 会 務 関 係

1 会員及び車両数並びに役職員関係

令和5年3月31日現在における当協会の会員数、車両数及び役職員の状況は、次のとおりである。

正 会 員 数	2, 4 1 4 人
賛 助 会 員 数	2, 4 6 1 人

車 両 数	7, 1 6 3 台
役 員 数	理 事 1 3 人 ・ 監 事 2 人
職 員 数	3 3 人

2 会議・行事等

当期間中における協会の会議及び行事並びに当協会が参加した他機関・団体主催の行事等は別表のとおりである。

3 表彰

当協会会長表彰(令和4年5月30日付)

- 優良交通安全事業所 (株)大島産業様 ほかに11事業所
- 永年無事故運転者 平野満様 ほかに26人

4 報告関係

- 公益目的支出計画の実施完了確認書 (佐賀県知事) 令和4年 7月7日付

第2 事業関係

1 対外施策関係

【令和5年度税制改正に関する要望活動】

令和4年度税制改正に向けた取組みでは、全自協を含む自動車関係団体は、令和4年11月、与党の自動車議員連盟等に対し、「自動車税の負担軽減」及び「クリーンエネルギー自動車の車体課税の優遇等」の2本柱とする税制改正について、要望・陳情した。

当協会においても、同月、全自協会長及び当県協会長連名で、地元選出の与党国会議員等に対し、要望・陳情を行った。

2 交通安全対策事業

当協会の「交通安全対策事業」は、公益目的実施事業であり、佐賀県交通対策協議会、佐賀県警察、佐賀運輸支局等との連携を強化し、各季の交通安全県民運動の取組みなどを積極的に推進した。

令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 「交通安全県民運動」の取組み

令和4年度は、春、夏、秋、冬の「交通安全県民運動」期間中に、協会職員と当協会委嘱の「交通安全推進員」との協働により、各地域の主要交差点等において通学時の児童、生徒等に対する交通指導及び通学路の見守り活動を行うなど街頭活動を推進した。また、年度を通じて、「令和4年度佐賀県交通安全県民運動」や各季の「県民運動のスローガン、運動重点」を広報するためのチラシを独自に作成して配布するなど、交通安全の広報啓発に努めた。

(2) 「交通事故ワーストレベル脱却」に向けた取組み

令和4年度は、佐賀県の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が、未だ全国ワー

ストレベルにあることから、「交通事故ワーストレベル脱却」に向けた取組みとして、協会本部及び各支部事務所前に啓発チラシを掲示したほか、高齢者の事故防止を呼びかける「のぼり旗」を掲出した。また、10月からは「夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動」の独自チラシを作成・配布するなどの取組みを推進した。

(3) 「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」の取組み

令和4年度は、佐賀市交通対策協議会の「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」の一環として「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」の街頭指導に参加し、交通事故防止に努めた。

(4) 「交通安全・防犯啓発キャンペーン」事業への協賛

令和4年度は、佐賀県、佐賀県警察、佐賀新聞社などが主体となり継続推進している官民連携の佐賀県交通安全・防犯啓発キャンペーン事業「佐賀県交通マナー・防犯意識向上委員会」に協賛し、交通安全と犯罪抑止の両面の啓発に努めた。

(5) 「令和4年度整備管理者講習会」の開催

令和4年11月1日(火)、佐賀県トラック協会研修室において、佐賀運輸支局及び佐賀県警察本部交通企画課の協力を得て「令和4年度整備管理者講習会」(25人参加)を開催し、最新の整備管理要領や交通事故の現状・その他対策等について研修した。

3 運輸行政協力業務

令和4年度は、自賠責未加入車の絶無を期するために、九州運輸局長から委嘱された無保険(無共済)車指導員6人(当協会職員)が年間計画に基づき街頭での監視活動を実施した。また、運輸・警察合同の街頭検査取締には、佐賀運輸支局長から依頼された無保険(無共済)車街頭取締補助員11人(当協会職員)が実施計画に基づき街頭検査取締の補助活動を実施し、運輸行政への協力を行った。

令和4年度の実施状況は、次表のとおりである。

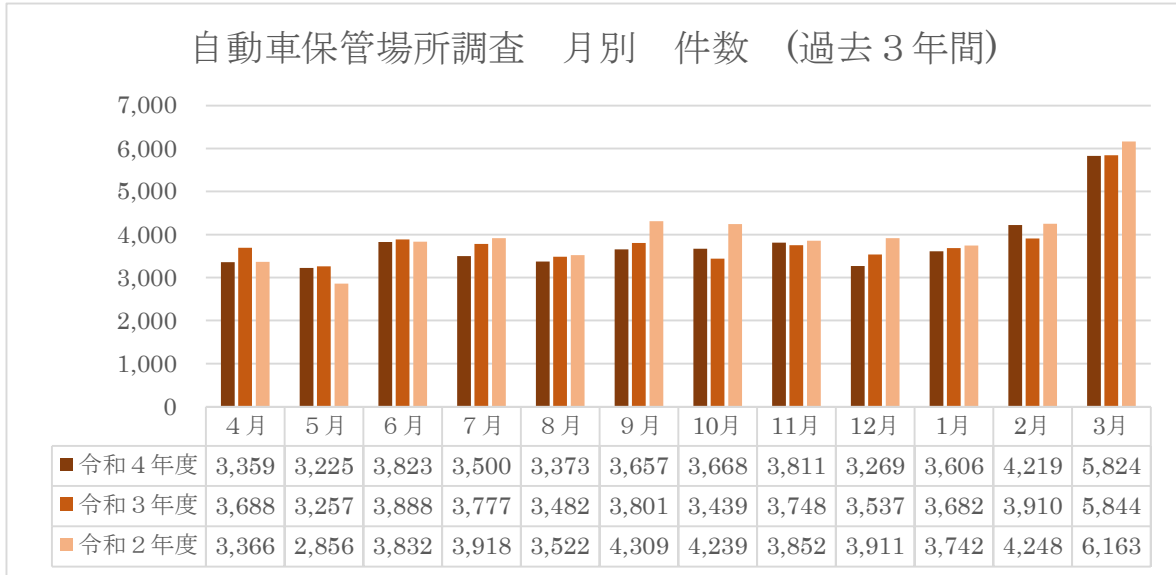
実施回数			派遣職員数			標章不表示等発見車両数		
4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比
46回	-2回	-2回	46人	-2人	-2人	37台	-19台	-10台
無保険車街頭検査取締補助活動								
実施回数			派遣職員数			標章不表示等発見車両数		
4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比
2回	-1回	0回	4人	0人	2人	0台	-1台	0台

4 自動車保管場所現地調査事業

自動車保管場所現地調査業務については、令和4年10月から令和7年9月までの3年間の業務委託契約を新たに締結するとともに、佐賀県からの受託事業として、契約事項及び実施要領に沿って、適正かつ確実に調査業務を実施した。令和4年度は、コロナ禍における経済活動の低迷や世界的な半導体不足による減産等の影響から45,334件(前年比-719件・前々年比-2,624件)であった。

令和4年度における実施状況は、次表のとおりである。

調査件数				
4年度	3年度	2年度	前年比	前々年比
45,334件	46,053件	47,958件	-719件	-2,624件

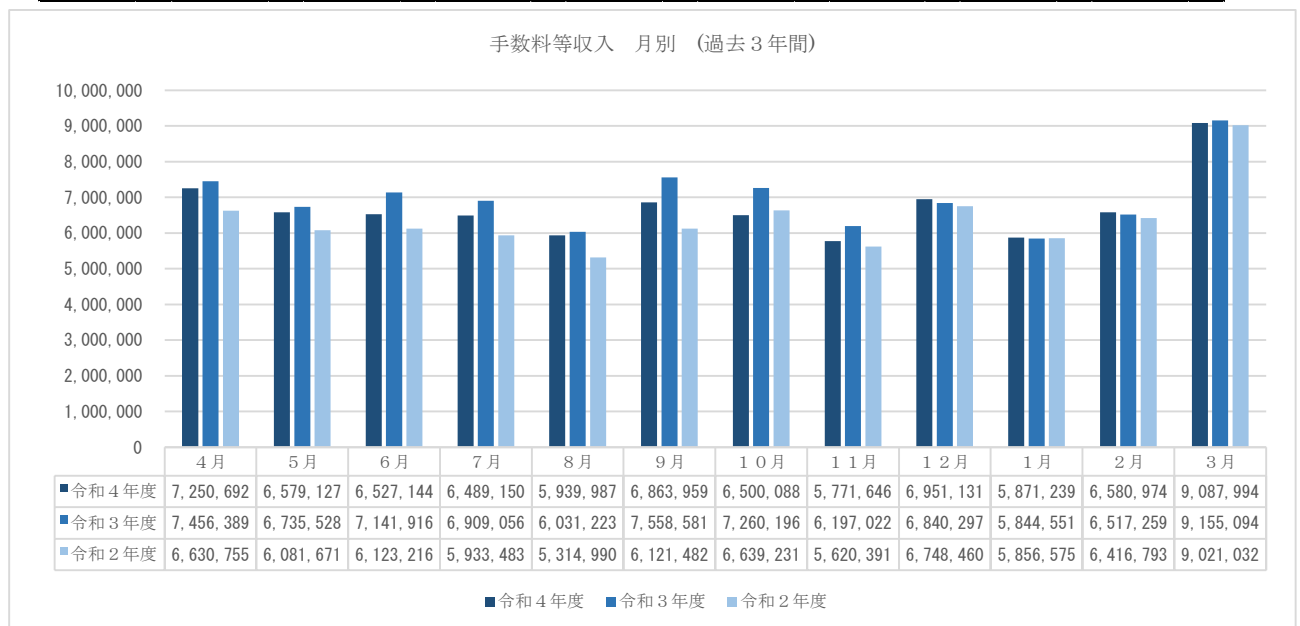


5 自動車共済事業

当協会は、西日本自動車共済協同組合のスーパー代理所及び佐賀県支部事務所として、協会会員等への任意保険を取り扱っているが、共済の相互扶助の精神に基づき、契約の獲得と保全に努めた。

令和4年度における契約状況は、次表のとおりである。

共済掛金収入			契約件数			代理所手数料等収入		
4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比
370,294,600円	-10,938,550円	-15,617,310円	7,825件	158件	85件	80,413,131円	-3,233,981円	3,904,838円



6 交通事故相談業務

最近の交通事故損害賠償の高額化に伴い、交通事故相談は高水準で推移するとともに、内容的にも複雑化していることから、当協会では、会員等に対する利便・サービスの向上及び職員の交通事故相談に対する対応・知識の向上を図るため、全国自家用自動車協会主催の第52回交通事故相談研修会に参加させる等、職員を指導し業務の推進を図った。

また、西日本自動車共済担当職員と協力し、年度を通じて、会員、共済契約者、一般県民からの交通事故相談に対応し、円満解決への助言を行うとともに、安全広報など交通事故防止対策を講じた。

令和4年度の相談状況は、次表のとおりである。

交通事故相談件数				
4年度	3年度	2年度	前年比	前々年比
381件	389件	406件	-8件	-25件

7 収入証紙の売捌業務

令和4年度における自動車税（種別割・環境性能割）の県収入証紙の売捌は、半導体不足による減産等の影響が残っているものの、回復傾向が見られ、前年比では、売捌総額において約6,100万円増、手数料収入において約64万円増であった。

令和4年度の売捌状況は、次表のとおりである。

売捌総額			手数料		
4年度	前年比	前々年比	4年度	前年比	前々年比
479,000,000円	61,000,000円	90,091,100円	5,005,550円	637,450円	941,453円

別表

主要会議関係一覧表

○ 県協会主催の会議・研修会等

開催日	会議等の名称	開催場所
R4. 4. 18	支局長会議	交通会館
R4. 5. 9	監事監査	交通会館
R4. 5. 13	第1回理事会	マリトピア
R4. 5. 30	第10回定時総会	マリトピア
R3. 8. 31	第2回理事会	(書面議決)
R4. 11. 1	整備管理者講習会	トラック会館
R4. 12. 16	第3回理事会	マリトピア
R5. 3. 31	第4回理事会	(書面議決)

○ 全自協・九州山口自家協連合会関係の会議等

開催日	会議等の名称	開催地	出席者
R4. 6. 2	全自協 通常総会	東京	(書面議決)
R4. 11. 4	全自協 第52回交通事故相談研修会	東京	佐自協職員
R4. 9. 15	全自協 全国専務理事会	東京	(書面議決)
R4. 12. 8	九州山口自家協連合会 通常総会	山口	(書面議決)
R5. 3. 9	全自協 第3回理事会	東京	専務理事

○ 全自共済・西自共済関係の会議等

開催日	会議等の名称	開催地	出席者
R4. 4. 14	西自共済 委託支部長会議	福岡	専務理事
R4. 5. 27	西自共済 第1回理事会	福岡	専務理事
R4. 6. 15	西自共済 第50回通常総代会 第2回理事会	福岡	専務理事
R4. 9. 14	西自共済 委託支部長会議	福岡	WEB会議
R4. 9. 14	西自共済 第3回理事会	福岡	専務理事
R4. 10. 11	西自共済 臨時総代会	福岡	(書面議決)
R4. 11. 11	西自共済 第4回理事会	福岡	専務理事
R4. 11. 17	西自共済 約款改定に伴う研修会	交通会館	関係職員
R5. 1. 23	西自共済 第5回理事会	福岡	専務理事

○ 関係官庁・他団体主催の会議等

開催日	会議等の名称	開催地	出席者
R4. 4. 5	県交対協 街頭指導出発式	佐賀	専務理事
R4. 4. 6	県交対協 春の交通安全県民運動(～4/15)	県内	職員・交通安全推進員
R4. 4. 6	市交対協 春の交通安全キャンペーン	佐賀	専務・常務理事
R4. 6. 8	県交対協 幹事会	佐賀	常務理事
R4. 6. 14	佐賀県暴追センター定時評議員会	佐賀	専務理事
R4. 6. 22	県交安協 第19回評議員会	佐賀	専務理事
R4. 6. 28	市交対協 委員会	佐賀	専務理事
R4. 6. 29	佐賀県高速道路交通安全協議会 総会	佐賀	専務理事
R4. 7. 1	八和会 定例会	佐賀	専務・常務理事
R4. 7. 13	県交対協 夏の交通安全県民運動(～7/22)	県内	職員・交通安全推進員
R4. 7. 13	市交対協 夏の交通安全キャンペーン	佐賀	専務・常務理事
R4. 7. 27	県交対協 幹事会	佐賀	常務理事
R4. 7. 27	労基法改正に伴う説明会	佐賀	常務理事
R4. 8. 4	佐賀県道路愛護協会 通常総会	佐賀	専務理事
R4. 8. 19	運輸支局 第126回佐賀県自動車事故防止協議会	佐賀	専務理事
R4. 8. 25	市交対協 交通安全計画検討委員会	佐賀	専務理事
R4. 9. 21	県交対協 秋の交通安全県民運動(～9/30)	県内	職員・交通安全推進員
R4. 9. 21	市交対協 秋の交通安全キャンペーン	佐賀	専務・常務理事
R4. 10. 3	八和会 定例会	佐賀	専務・常務理事
R4. 10. 11	県交対協 佐賀県交通安全功労者表彰式	佐賀	専務理事
R4. 10. 26	県交対協 幹事会	佐賀	常務理事
R4. 11. 22	市交対協 委員会	佐賀	専務理事
R4. 12. 14	県交対協 冬の交通安全県民運動(～12/23)	県内	職員・交通安全推進員
R4. 12. 14	市交対協 冬の交通安全キャンペーン	佐賀	専務・常務理事
R5. 1. 6	八和会 定例会	佐賀	専務・常務理事
R5. 1. 31	県交対協 幹事会	佐賀	常務理事
R5. 2. 16	県交対協 委員会	佐賀	専務理事
R5. 2. 17	自販連 第59回通常総会	佐賀	専務理事
R5. 3. 15	県交安協 第20回評議員会	佐賀	専務理事
R5. 3. 17	運輸支局 第127回佐賀県自動車事故防止協議会	佐賀	専務理事

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	97,851,545	89,614,618	8,236,927
現金	27,779	33,853	-6,074
普通預金	69,409,263	64,676,495	4,732,768
郵便貯金	2,044,660	2,152,718	-108,058
郵便振替預金	26,369,843	22,751,552	3,618,291
未収金	16,802,351	16,223,317	579,034
貯蔵品	15,000	15,000	
証紙	4,000,000	5,000,000	-1,000,000
流動資産合計	118,668,896	110,852,935	7,815,961
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
建物	497,555	577,307	-79,752
車両運搬具	1	1	
什器備品	509,756	764,242	-254,486
借地権	206,000	206,000	
電話加入権	1,016,000	1,016,000	
出資金	1,410,000	1,410,000	
リサイクル預託金	13,190	13,190	
その他固定資産合計	3,652,502	3,986,740	-334,238
固定資産合計	3,652,502	3,986,740	-334,238
資産の部合計	122,321,398	114,839,675	7,481,723
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,225,784	1,433,360	792,424
預り金	36,756	119,220	-82,464
短期借入金	4,000,000	5,000,000	-1,000,000
未払消費税	2,648,900	3,500,000	-851,100
流動負債合計	8,911,440	10,052,580	-1,141,140
2 固定負債			
負債の部合計	8,911,440	10,052,580	-1,141,140
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	113,409,958	104,787,095	8,622,863
正味財産の部合計	113,409,958	104,787,095	8,622,863
負債及び正味財産合計	122,321,398	114,839,675	7,481,723

脚注

銀行借入金

限度額：2800万

利率：1.875%

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
平等割	3,621,000	3,906,000	-285,000
車両割	7,054,000	7,569,000	-515,000
賛助会員	7,383,000	7,438,000	-55,000
事業収益			
手数料収益	138,499,925	139,211,595	-711,670
受取負担金			
受取負担金	14,014,428	14,338,146	-323,718
雑収益			
受取利息	630	596	34
雑収益	566,397	563,672	2,725
経常収益計	171,139,380	173,027,009	-1,887,629
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬(事業費)	2,808,000	2,808,000	
給料手当	89,849,902	95,400,967	-5,551,065
共済手当	10,327,264	10,238,452	88,812
退職給付費用	2,437,575	1,974,517	463,058
福利厚生費	1,581,767	1,765,113	-183,346
法定福利費	16,539,212	16,934,301	-395,089
旅費交通費	133,866		133,866
通信運搬費	2,032,850	2,118,109	-85,259
減価償却費	334,238	452,233	-117,995
消耗什器備品費	115,770	94,600	21,170
消耗品費	3,550,966	2,786,150	764,816
修繕費	28,600		28,600
印刷製本費	3,828	3,300	528
車両費	134,704	62,908	71,796
光熱水料費	1,159,632	1,140,362	19,270
賃借料	8,502,404	8,630,148	-127,744
保険料	101,750	85,390	16,360
諸謝金	120,000	120,000	
租税公課	9,940,300	11,315,600	-1,375,300
広報宣伝費	1,679,832	1,731,622	-51,790
支払負担金	1,137,600	1,035,200	102,400
新聞図書費	468,950	284,736	184,214
渉外交際費	13,000	30,963	-17,963
表彰費	35,000	35,000	
研修費	78,229	38,494	39,735
委託費	434,724	434,724	
支払手数料	3,939,569	3,602,656	336,913
雑費	509,428	549,608	-40,180
管理費			
役員報酬(管理費)	2,077,000	2,050,000	27,000
給料手当	179,956	191,181	-11,225
退職給付費用	154,885	3,956	150,929
福利厚生費	153,098	82,952	70,146
法定福利費	316,045	305,088	10,957
会議費	1,020,095	961,992	58,103

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
旅費交通費	76,000	70,000	6,000
支払手数料	166,659	182,396	-15,737
通信運搬費	4,058	4,230	-172
消耗品費	7,116	5,509	1,607
車両費	271	126	145
光熱水料費	2,325	2,284	41
賃借料	17,036	17,292	-256
新聞図書費	945	574	371
租税公課	341,000	341,000	
委託費	876	876	
雑費	192	323	-131
経常費用計	162,516,517	167,892,932	-5,376,415
評価損益等調整前当期経常増減額	8,622,863	5,134,077	3,488,786
評価損益等計			
当期経常増減額	8,622,863	5,134,077	3,488,786
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
什器備品売却損		4	-4
経常外費用計		4	-4
当期経常外増減額		-4	4
税引前当期一般正味財産増減額	8,622,863	5,134,073	3,488,790
当期一般正味財産増減額	8,622,863	5,134,073	3,488,790
一般正味財産期首残高	104,787,095	99,653,022	5,134,073
一般正味財産期末残高	113,409,958	104,787,095	8,622,863
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	113,409,958	104,787,095	8,622,863

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	交通安全対策事業	その他事業会計					法人会計	合 計
		車庫調査事業	証・印紙売捌等事業	共済事業	その他事業	その他事業共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費							18,058,000	18,058,000
平等割							3,621,000	3,621,000
車両割							7,054,000	7,054,000
賛助会員							7,383,000	7,383,000
事業収益	31,500	53,049,744	5,005,550	80,413,131			138,468,425	138,499,925
手数料収益	31,500	53,049,744	5,005,550	80,413,131			138,468,425	138,499,925
受取負担金					14,014,428		14,014,428	14,014,428
受取負担金					14,014,428		14,014,428	14,014,428
雑収益					567,027		567,027	567,027
受取利息					630		630	630
雑収益					566,397		566,397	566,397
経常収益計	31,500	53,049,744	5,005,550	80,413,131	14,581,455		153,049,880	171,139,380
(2) 経常費用								
事業費	6,029,456	33,875,842	5,060,848	49,952,459	63,080,355		151,969,504	157,998,960
役員報酬(事業費)	468,000	579,480	46,800	637,320	1,076,400		2,340,000	2,808,000
給料手当	3,869,136	21,235,246	1,799,598	23,574,723	39,371,199		85,980,766	89,849,902
共済手当				10,327,264			10,327,264	10,327,264
退職給付費用	105,026	576,421	48,849	639,924	1,067,355		2,332,549	2,437,575
福利厚生費	107,960	364,208	30,864	404,332	674,403		1,473,807	1,581,767
法定福利費	712,612	3,911,077	331,447	4,341,956	7,242,120		15,826,600	16,539,212
旅費交通費		33,065	2,811	36,680	61,310		133,866	133,866
通信運搬費	87,303	479,153	40,607	538,542	887,245		1,945,547	2,032,850
減価償却費				56,527	277,711		334,238	334,238
消耗什器備品費		28,595	2,431	31,721	53,023		115,770	115,770
消耗品費	152,997	839,706	71,163	932,218	1,554,882		3,397,969	3,550,966
修繕費		7,064	601	7,836	13,099		28,600	28,600
印刷製本費		946	80	1,049	1,753		3,828	3,828
車両費	5,803	31,854	2,700	35,363	58,984		128,901	134,704
光熱水料費	49,965	274,223	23,239	304,431	507,774		1,109,667	1,159,632
賃借料	366,340	2,010,584	170,384	2,232,100	3,722,996		8,136,064	8,502,404
保険料		25,132	2,136	27,880	46,602		101,750	101,750
諸謝金		29,640	2,520	32,880	54,960		120,000	120,000
租税公課		2,455,254	208,745	2,723,643	4,552,658		9,940,300	9,940,300
広報宣伝費		361,849	30,766	616,255	670,962		1,679,832	1,679,832
支払負担金		280,987	23,889	311,702	521,022		1,137,600	1,137,600
新聞図書費	20,204	110,895	9,398	123,107	205,346		448,746	468,950
渉外交際費					13,000		13,000	13,000
表彰費		8,645	735	9,590	16,030		35,000	35,000
研修費	61,229	4,199	357	4,658	7,786		17,000	78,229
委託費	18,732	102,804	8,712	114,120	190,356		415,992	434,724
支払手数料			2,191,411	1,748,158			3,939,569	3,939,569
雑費	4,149	124,815	10,605	138,480	231,379		505,279	509,428
管理費							4,517,557	4,517,557
役員報酬(管理費)							2,077,000	2,077,000
給料手当							179,956	179,956
退職給付費用							154,885	154,885
福利厚生費							153,098	153,098
法定福利費							316,045	316,045

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	交通安全対策事業	その他事業会計					小 計	法人会計	合 計
		車庫調査事業	証・印紙売捌等事業	共済事業	その他事業	その他事業共通			
会議費								1,020,095	1,020,095
旅費交通費								76,000	76,000
支払手数料								166,659	166,659
通信運搬費								4,058	4,058
消耗品費								7,116	7,116
車両費								271	271
光熱水料費								2,325	2,325
賃借料								17,036	17,036
新聞図書費								945	945
租税公課								341,000	341,000
委託費								876	876
雑費								192	192
経常費用計	6,029,456	33,875,842	5,060,848	49,952,459	63,080,355		151,969,504	4,517,557	162,516,517
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,997,956	19,173,902	-55,298	30,460,672	-48,498,900		1,080,376	13,540,443	8,622,863
評価損益等計									
当期経常増減額	-5,997,956	19,173,902	-55,298	30,460,672	-48,498,900		1,080,376	13,540,443	8,622,863
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-5,997,956	19,173,902	-55,298	30,460,672	-48,498,900		1,080,376	13,540,443	8,622,863
税引前当期一般正味財産増減額	-5,997,956	19,173,902	-55,298	30,460,672	-48,498,900		1,080,376	13,540,443	8,622,863
当期一般正味財産増減額	-5,997,956	19,173,902	-55,298	30,460,672	-48,498,900		1,080,376	13,540,443	8,622,863
一般正味財産期首残高	-54,852,303	107,665,010	5,544,784	310,799,443	-458,079,291		-34,070,054	193,709,452	104,787,095
一般正味財産期末残高	-60,850,259	126,838,912	5,489,486	341,260,115	-506,578,191		-32,989,678	207,249,895	113,409,958
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高	-60,850,259	126,838,912	5,489,486	341,260,115	-506,578,191		-32,989,678	207,249,895	113,409,958

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産)

減価償却の方法は定率法で行っている。

(無形固定資産)

減価償却の方法は定額法で行っている。なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっている。

(リース資産)

該当なし

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によって処理している。

3. 会計方針の変更

該当なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

該当なし

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,284,550	0	10,284,550
車両運搬具	892,500	0	892,500
什器備品	4,734,620	0	4,734,620
合 計	15,911,670	0	15,911,670

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

該当なし

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

該当なし

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

該当なし

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引内容については、該当なし。

(単位：円)

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

該当なし

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

該当なし

16. 重要な後発事象

該当なし

17. 実施事業資産の明細

交通安全対策事業における実施事業資産はありません。

財 産 目 録

令和 5年 3月31日 現在


(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金			97,851,545
現金	手元保管	運転資金として	27,779
諸口			27,779
普通預金	普通預金	運転資金として	69,409,263
佐銀/高木瀬 1010149	佐賀銀行高木瀬支店		3,192,638
佐銀/高木瀬 1327941			36,824,747
佐銀/高木瀬 1344177			6,685,538
佐銀/高木瀬 1010150			21,309
佐銀/高木瀬 1079673			3,685,031
佐銀/高木瀬 1287073			19,000,000
郵便貯金	佐賀北郵便局	退職金支払資金として	2,044,660
郵便貯金 4629691		運転資金として	2,044,660
郵便振替預金	福岡貯金事務所	運転資金として	26,369,843
福岡 01730-3-2647			26,369,843
未収金			16,802,351
貯蔵品			15,000
証紙			4,000,000
流動資産合計			118,668,896
(固定資産)			
基本財産			
特定資産			
その他固定資産			
建物	伊万里支部事務所	その他事業財産	497,555
車両運搬具	佐城・神埼支部事務所	その他事業財産	
什器備品	普通乗用自動車	その他事業用資産	1
借地権	冷暖房機等	その他事業用資産	509,756
電話加入権	伊万里市二里町八谷搦1185-2	借地	206,000
出資金		共済事業に伴う出資	1,016,000
西日本共済 (協) No.000008			1,410,000
西日本共済 (協) No.000009			100,000
西日本共済 (協) No.000010			100,000
西日本共済 (協) No.000012			100,000
西日本共済 (協) No.000201～No.000210			1,000,000
佐賀県自家用自動車 (協) No.0381			10,000
リサイクル預託金	普通乗用車		13,190
固定資産合計			3,652,502
資産合計			122,321,398
(流動負債)			
未払金			2,225,784
預り金			36,756
短期借入金	佐銀高木瀬支店	証紙仕入資金	4,000,000
	限度額 : 2800万		
	利率 : 1.875%		
	借入期間 : 2年		
未払消費税			2,648,900
流動負債合計			8,911,440
(固定負債)			
固定負債合計			
負債合計			8,911,440
正味財産			113,409,958

監査報告書

令和5年5月8日

一般社団法人佐賀県自家用自動車協会
代表理事(会長) 中野 武志 殿

監事 平田 正明 

監事 高島 英竜 

私たち監事は、当協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び協会事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び協会事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書、財産目録並びに公益目的支出計画実施完了について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施完了確認の監査結果

公益目的支出計画実施完了の件は、佐賀県知事発出にかかる令和4年7月7日付(法私第1219号)「公益目的支出計画の実施完了の確認書」が当協会に到達保管されており、適正に完了したことを確認しました。

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	89,614,618	84,820,529	4,794,089
現金	33,853	51,940	-18,087
普通預金	64,676,495	63,621,618	1,054,877
郵便貯金	2,152,718	2,171,783	-19,065
郵便振替預金	22,751,552	18,975,188	3,776,364
未収金	16,223,317	16,340,020	-116,703
貯蔵品	15,000	15,000	
証紙	5,000,000	3,000,000	2,000,000
流動資産合計	110,852,935	104,175,549	6,677,386
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
建物	577,307	635,839	-58,532
車両運搬具	1	1	
什器備品	764,242	57,947	706,295
借地権	206,000	206,000	
電話加入権	1,016,000	1,016,000	
出資金	1,410,000	1,410,000	
リサイクル預託金	13,190	13,190	
その他固定資産合計	3,986,740	3,338,977	647,763
固定資産合計	3,986,740	3,338,977	647,763
資産の部合計	114,839,675	107,514,526	7,325,149
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,433,360	1,761,622	-328,262
預り金	119,220	56,682	62,538
短期借入金	5,000,000	3,000,000	2,000,000
未払消費税	3,500,000	3,043,200	456,800
流動負債合計	10,052,580	7,861,504	2,191,076
2 固定負債			
負債の部合計	10,052,580	7,861,504	2,191,076
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	104,787,095	99,653,022	5,134,073
正味財産の部合計	104,787,095	99,653,022	5,134,073
負債及び正味財産合計	114,839,675	107,514,526	7,325,149

脚注

銀行借入金

限度額：2800万

利率：1.875%

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	84,820,529	81,652,182	3,168,347
現金	51,940	50,508	1,432
普通預金	63,621,618	64,035,444	-413,826
郵便貯金	2,171,783	2,171,765	18
郵便振替預金	18,975,188	15,394,465	3,580,723
未収金	16,340,020	14,626,889	1,713,131
貯蔵品	15,000	15,000	
証紙	3,000,000	4,000,000	-1,000,000
流動資産合計	104,175,549	100,294,071	3,881,478
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
建物	635,839	705,702	-69,863
車両運搬具	1	1	
什器備品	57,947	115,875	-57,928
借地権	206,000	206,000	
電話加入権	1,016,000	1,016,000	
出資金	1,410,000	1,410,000	
リサイクル預託金	13,190	13,190	
その他固定資産合計	3,338,977	3,466,768	-127,791
固定資産合計	3,338,977	3,466,768	-127,791
資産の部合計	107,514,526	103,760,839	3,753,687
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,761,622	2,296,754	-535,132
預り金	56,682	23,085	33,597
短期借入金	3,000,000	4,000,000	-1,000,000
未払消費税	3,043,200	3,626,400	-583,200
流動負債合計	7,861,504	9,946,239	-2,084,735
2 固定負債			
負債の部合計	7,861,504	9,946,239	-2,084,735
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	99,653,022	93,814,600	5,838,422
正味財産の部合計	99,653,022	93,814,600	5,838,422
負債及び正味財産合計	107,514,526	103,760,839	3,753,687

脚注

銀行借入金 限度額：2800万

利率：1.875%

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	81,652,182	76,420,576	5,231,606
現金	50,508	47,555	2,953
普通預金	64,035,444	62,110,812	1,924,632
郵便貯金	2,171,765	2,171,747	18
郵便振替預金	15,394,465	12,090,462	3,304,003
未収金	14,626,889	15,092,913	-466,024
貯蔵品	15,000	15,000	
証紙	4,000,000	10,000,000	-6,000,000
流動資産合計	100,294,071	101,528,489	-1,234,418
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
建物	705,702	783,240	-77,538
車両運搬具	1	1	
什器備品	115,875	216,435	-100,560
借地権	206,000	206,000	
電話加入権	1,016,000	1,016,000	
出資金	1,410,000	1,410,000	
リサイクル預託金	13,190	13,190	
その他固定資産合計	3,466,768	3,644,866	-178,098
固定資産合計	3,466,768	3,644,866	-178,098
資産の部合計	103,760,839	105,173,355	-1,412,516
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,296,754	4,948,756	-2,652,002
預り金	23,085		23,085
短期借入金	4,000,000	10,000,000	-6,000,000
未払消費税	3,626,400	2,333,200	1,293,200
流動負債合計	9,946,239	17,281,956	-7,335,717
2 固定負債			
負債の部合計	9,946,239	17,281,956	-7,335,717
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	93,814,600	87,891,399	5,923,201
正味財産の部合計	93,814,600	87,891,399	5,923,201
負債及び正味財産合計	103,760,839	105,173,355	-1,412,516

脚注

銀行借入金

限度額：2800万

利率：1.975%

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	76,420,576	72,209,559	4,211,017
現金	47,555	25,800	21,755
普通預金	62,110,812	60,947,812	1,163,000
郵便貯金	2,171,747	2,171,729	18
郵便振替預金	12,090,462	9,064,218	3,026,244
未収金	15,092,913	15,721,169	-628,256
貯蔵品	15,000	15,000	
証紙	10,000,000	8,000,000	2,000,000
流動資産合計	101,528,489	95,945,728	5,582,761
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
建物	783,240	869,298	-86,058
車両運搬具	1	1	
什器備品	216,435	376,267	-159,832
借地権	206,000	206,000	
電話加入権	1,016,000	1,016,000	
出資金	1,410,000	1,410,000	
リサイクル預託金	13,190	13,190	
その他固定資産合計	3,644,866	3,890,756	-245,890
固定資産合計	3,644,866	3,890,756	-245,890
資産の部合計	105,173,355	99,836,484	5,336,871
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	4,948,756	4,334,717	614,039
預り金		27,464	-27,464
短期借入金	10,000,000	8,000,000	2,000,000
未払消費税	2,333,200	2,827,000	-493,800
流動負債合計	17,281,956	15,189,181	2,092,775
2 固定負債			
負債の部合計	17,281,956	15,189,181	2,092,775
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	87,891,399	84,647,303	3,244,096
正味財産の部合計	87,891,399	84,647,303	3,244,096
負債及び正味財産合計	105,173,355	99,836,484	5,336,871

脚注

銀行借入金

限度額：2800万

利率：1.975%